

兵庫県公報

令和2年11月2日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 指定猟法禁止区域の指定（鳥獣対策課）	1

告示

兵庫県告示第1130号の2

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定により、次の区域を指定猟法禁止区域として指定する。

令和2年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定猟法の種類	区域	存続期間
川西市北部指定猟法禁止区域	銃器又はわな	川西市国崎における県道野間出野一庫線と兵庫県と大阪府の府県界との交点を起点として、同所から同府県界を南東進及び南西進し、県道野間出野一庫線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月2日から 同 月25日まで
川西市南部指定猟法禁止区域	銃器又はわな	川西市東畦野における国道477号と兵庫県と大阪府の府県界との交点を起点として、同所から同府県界を南西進し、国道173号に至り、同所から同国道を北進し、国道477号に至り、同所から同国道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月2日から 同 月25日まで